

従来墓地 20 年先の墓じまい～あらたなご希望にお応えして



ゆっくり
やさしい

お墓じまいのご案内

樹木葬 開苑50年の謝恩

20 年先まで、今まで通り親類縁者の皆様もおまいりが継続できます。法要もできます。

京阪三条から車で 15 分 バス停八瀬駅前より歩 2 分 叡山電鉄比叡山口駅より歩 5 分

墓地利用者様にとって、ゆっくり、やさしい お墓じまいの移行セット



花木園墓地 樹木葬 八瀬霊苑

ご使用中の墓地、墓石をそのままに
して、従来どおり利用できます

お墓じまい合葬セット。費用は一括前納
お墓じまいは、お参りじまいではありません

ご家族も縁者の皆様も今まで通りお参りができます

管理費は一括前納。子供さんに負担をかけません

お墓じまいの費用は一括前納、霊苑にお任せだから安心。20 年後に合葬し、毎年合同法要を致します。

毎年1回の合同法要(イメージ)



六体地藏尊と花木に包まれた
「花木園墓地」-鎮魂の聖地



三界萬霊塔と六体地藏尊～合同法要イメージ



◇ゆっくり、やさしいお墓じまい～只今、受付中です。(※お電話によるお申し込みは出来ません)



お問い合わせ
お申し込みは

花木園墓地 樹木葬 宗教法人覚法山妙伝寺 八瀬霊苑事務局

管理事務所 〒601-1254 京都市左京区八瀬野瀬町 40 番地

TEL 075-721-2034 (火曜日・水曜日・定休日)



◇八瀬霊苑の四季の風景が安心です～鎮魂の聖地

お墓じまいを決めたら、そのまま墓じまい移行セットの

20年間使用期間限定墓地への利用変更がやさしい

開苑50年の謝恩

ご家族も縁者の皆様も今まで通り、お参りも法要もできます

花木園墓地八瀬霊苑の参道入口
～三界萬霊塔と六体地藏尊～



満開の桜の後方は霊峰比叡山
～比類のない鎮魂の聖地～



花木園墓地に咲くつつじと枝垂桜



お墓じまいの移行セットに必要な費用

ご奉仕価格

全て一括前納の安心価格です。子供さんらに負担をかけません

□墓地使用料

20年間の墓地使用料は無料です 新たな費用はありません

(※ご奉仕期間中にお申込みの方に限ります)

□墓地管理料

20年間一括管理料(消費税等を含む)一括前納の安心価格です

(※ご奉仕期間中にお申込みの方に限ります)

□墓じまいの工事費用と諸経費一式

現時点費用(将来値上がりの差額負担はありません)

(※ご奉仕期間中にお申込みの方に限ります)

ゆったりとした駐車場の後方は霊峰比叡山
管理事務所と清々しい八瀬の新緑



「花木園」に包まれた明るい聖地



鎮魂の聖地にこそふさわしい厳肅な環境





従前墓地利用者様だけの、ゆっくり、やさしい お墓じまいセット 20年間使用期間限定への移行のお勧め

1. 20年間の墓地使用料は免除され、続けて使用できます。
2. 墓地使用者が亡くなられても、承継手続きは不要です。
3. 霊苑内の合葬、お墓じまいは当霊苑が行います。
4. 使用期間が終了しましたら、当霊苑にお任せで合葬墓地へ共同埋蔵し、毎年1回合同法要致します。
5. 20年間の墓地管理料、墓じまい費用等は一括前納だから、子供さん、親類縁者の皆様に負担をかけません。

※従前よりご納骨済みの遺骨数が6体を超える場合はご相談となります。

開苑50年の謝恩

従前墓地はそのまま20年間使用できます



五つの安心 花木園墓地
樹木葬 八瀬霊苑

《制度移行手続きとお申込み》 お申込みから使用期間終了まで

1.

①制度移行手続きとお申込み→期間20年間 ↓お墓じまい
②使用許可→③墓石はそのままご使用→④ご納骨→⑤合葬式墓地へ
(※従前遺骨数と合わせて6体を超える場合は、追加納骨はできません) ⑥遺骨共同埋蔵

① 移行手続申請と特設20年間墓地使用のお申込みは同時にさせていただきます

従前の墓地使用形態の変更手続き(以下、単に「**移行手続き**」といいます)と、引き続き同じ墓地、墓石を使用される20年間使用期間限定墓地(以下、単に「**特設20年間使用期間限定墓地**」といいます)申し込みの二つの手続きを同時にさせていただきます。(※関連手続きの必要な場合もあります)
お申し込み時には、それぞれの申請書、申込書と共に関係者の戸籍謄本、印鑑証明書、身分証明書、その他場合により必要とされる書類をご提出していただきます。

② 使用許可と費用の一括前払い

墓地使用料は免除されますので、子供さんに負担がありません。20年間の墓地管理料と20年先のお墓じまいの費用の代金は、お申込み日より10日以内に当霊苑指定の銀行口座に



お振り込みにてお支払いして下さい。一括前払いですから、子供さんらに負担をかけることはありません。尚、許可日以降のご納骨の有無にかかわらず、使用期間は、使用許可日より20年間です。

※当初墓地申込者をご健在で同人様の意志により、期限満了の6か月前までの間に、1回限り10年間の延長許可申請ができます。

③ 墓石の継続使用

20年間の使用期間内は、使用許可区画に建碑済みの墓石等はそのまま継続して使用していただきます。年間管理費は一括前納ですから、子供さんらにご負担をかけません。

④ ご納骨

許可日以降にご納骨（焼骨に限ります）をされる場合、当霊苑所定の「納骨届」と「遺骨の火葬許可証」が必要です。墓前での納骨式もしていただけます。埋蔵できる遺骨の数は、従前に納骨されている数を合せて合計6体迄です。納骨手数料等や法要等の祭祀料（お布施）は別途必要です

⑤ 使用期間終了（合葬式墓地へ遺骨埋蔵、お墓じまい）

20年の使用期間終了により、墓地使用権は消滅します。埋蔵された焼骨の祭祀主宰者は当霊苑管理者となります。従って、使用権を失った当該者が祭祀することはできません。尚、当該墓地の墓石及びその他の一切の所有権、処分権は当霊苑に帰属します。そのうえで⇒遺骨を合葬式墓地へ共同埋蔵し、当霊苑が以降、厳粛に合葬致します。また、当該規定するところにより、遺骨の合葬手続きやお墓じまいの諸作業は総て当霊苑管理事務所が執り行います。



2. 合葬式墓地への立ち入り等について

① 当霊苑以外の者及び当霊苑の墓地区画（小さなお墓を含む）の使用許可を受けた使用者以外の者は、合葬式墓地内とその周辺へは立ち入ることができません。

② 合葬式墓地の合葬棺室に埋蔵されるご遺骨は、その位置を特定せず、共同埋蔵となります。共同埋蔵後は、理由の如何を問わず、ご遺骨、骨壺、容器及びその他一切の物品は返還いたしません。

3. 墓前法要等のご希望について

墓地使用者が墓前法要等（納骨式、改葬式、年忌法要、その他法要等）を希望される場合は、霊苑管理事務所にて承っております。日程調整をさせて頂いたうえで、当霊苑菩提寺の僧侶により齎行することができます。（僧侶への通常の法要料が必要です）

4. 既納の金銭について

既納の金銭は理由の如何を問わず返還できませんので、ご理解をさせていただきますようお願いいたします。